別表十一(一)の(十)の記載要領第一号中「第32条の２第18項及び第19項（特殊投資法人の取得価額の特例）」を「第32条の２第19項及び第20項（海外投資等損失準備金）」に、「第16項（特殊投資法人の取得価額の特例）」を「第16項（海外投資等損失準備金）」に改める。

別表十一(一)の(十一)の記載要領中「第55条の２第１項」を「第56条第１項」に改める。

別表十一(一)の(十二)の記載要領第一号(一)ト及び(二)ハを削る。

別表十一(一)の(十三)の表中「

積立限度額
(4)×60/100

」を「

積立限度額
(4)×　/100

」に改め、同表の記載要領第一号中「が租税特別措置法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）附則第44条（法人の特定災害防止準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第11条の規定による改正前の租税特別措置法第56条（特定災害防止準備金）若しくは令和２年改正前措置法（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第14条第２項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法をいう。以下この号において同じ。）」に、「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法」を「令和２年改正前措置法」に改め、同表の記載要領に次の一号を加える。

「積立限度額

3　(4)×　/100　(5)　の分子の空欄には、次に掲げる事業年度又は連結事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める数を記載すること。

(1)　令和10年４月１日から令和11年３月31日までの間に開始する事業年度　10

(2)　令和９年４月１日から令和10年３月31日までの間に開始する事業年度　20

(3)　令和８年４月１日から令和９年３月31日までの間に開始する事業年度　30

(4)　令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間に開始する事業年度　40

(5)　令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に開始する事業年度　50

(6)　令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間に開始する事業年度　60

(7)　令和５年４月１日前に開始する事業年度又は連結事業年度　60」

別表十一(一)の(十四)の記載要領第一号中「、租税特別措置法施行令」の次に「第33条の２第６項から第８項まで、第20項若しくは第21項（保険会社等の異常危険準備金）若しくは第33条の３第２項（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この号及び次号において「令和２年旧措置法施行令」という。）」を加え、「若しくは第33条の３第２項（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）」を削り、「定める」を「規定する」に改め、「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次号において「」及び「」という。）」を削り、同第二号中「船舶保険及び航空保険並びに」を「租税特別措置法施行令第33条の２第４項第１号に掲げる保険及び租税特別措置法第57条の６第１項に規定する」に、「火災保険等」を「同令第33条の２第４項第２号から第４号までに掲げる保険」に、「租税特別措置法施行令第33条の２第13項第２号」を「同条第14項第２号」に、「定める」を「規定する」に改める。

別表十一(一)の(十四)の記載要領第一号中「は、青色申告書を提出する法人で」の次に「租税特別措置法第61条の２第１項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農地所有適格法人に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合、青色申告書を提出する法人で所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条の規定による改正前の」を加え、「、青色申告書を提出する法人で所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）を「若しくは青色申告書を提出する法人で所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号」に改め、「農地所有適格法人（」の次に「同項に規定する」を加え、「若しくは青色申告書を提出する法人で所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成27年旧措置法」という。）第61条の２第１項（農業経営基盤強化準備金）に規定する特定農業法人（同項に規定する農業生産法人を除く。）に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合」を削り、「第７号及び第８号」を「第６号及び第７号」に、「、連結法人で平成30年旧措置法」を「若しくは連結法人で平成30年旧措置法」に改め、「若しくは連結法人で平成27年旧措置法第68条の64第１項（農業経営基盤強化準備金）に規定する特定農業法人（同項に規定する農業生産法人を除く。）に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合」を削り、同第六号を削り、同第七号中「除く。）、」を「除く。）若しくは」に改め、「若しくは平成27年旧措置法第61条の２第３項」及び「若しくは平成27年旧措置法第68条の64第３項」を削り、同号を同第六号とし、同第八号中「特例）、」を「特例）若しくは」に改め、「若しくは平成27年旧措置法第61条の３（農用地等を取得した場合の課税の特例）」及び「若しくは平成27年旧措置法第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）」を削り、同号を同第七号とし、同第九号を同第八号とし、同第十号を同第九号とし、同第十一号を削る。

別表十一(一)の(十五)の表を次のように改める。